

フロン類対策の今後の在り方に関する検討会（第2回）
フロン排出抑制法 取組状況

一般社団法人日本ビルディング協会連合会

1. 協会の取組

- ① フロン排出抑制法施行に備え、環境省主催の「改正フロン類法に関する手引き作成についての検討会」に出席
- ② 日本ビル協連合会機関誌「びるぢんぐ2月号」に、「改正フロン類法の施行について」を掲載（フロン対策室より寄稿）
- ③ 協会会員向けにフロン排出抑制法の説明会を開催（フロン対策室に講師依頼）
〔平成27年3月18日、参加者約100人〕

2. 会員企業の取組状況

- ① 簡易点検
 - ・法律に準拠して、3ヶ月に1回実施
 - ・点検作業は、基本的にビルメンテナンス会社にて実施。現行の契約内で対応してもらう場合や、追加費用を払って対応してもらう場合など、ケースバイケース
 - ・室内機については、フィルター清掃会社で実施する場合もあり
- ② 定期点検
 - ・法律に準拠して、1年若しくは3年に1回実施
 - ・点検作業は、メーカー等の資格者に依頼予定。定期点検を追加すべく契約書を変更若しくはスポット発注
 - ・1年に1回点検が必要な50kW以上の機器については、元々メーカーメンテナンスを行っていることが多く、その作業の中で点検を実施中
 - ・3年に1回実施する7.5kW以上の機器については、現時点では業者との協議中の会社が多い
- ③ 点検・整備の記録作成・保存
 - ・管理対象の機器について、点検・整備の記録を作成・保管
- ④ 漏洩量の報告
 - ・法律に準拠して、漏洩量が1,000t以上の場合は、国へ報告
 - ・ターボ冷凍機等の熱源機の漏えいがあった場合の数字が大きい
- ⑤ 機器整備（ビル資産）
 - ・入居テナントからの空調不具合の連絡を受け整備（修理）することが大半
 - ・充填証明書、回収証明書で漏洩量を把握
 - ・回収されたフロン類は再生証明書、破壊証明書を受領し確認
 - ・再利用可能な冷媒（R22、R32等）を戻し充填するか回収するかはメーカーによって対応が異なっている
- ⑥ 機器廃棄（ビル資産）
 - ・中長期修繕計画に基づく空調更新時とビル解体時に廃棄を行うことが大半
 - ・行程管理票の交付。3年保管
 - ・回収されたフロン類は再生証明書、破壊証明書を受領し確認
- ⑦ 機器整備・廃棄（テナント資産）
 - ・テナントにて実施（指定工事会社が調整）
 - ・テナント退去時の原状回復工事時に廃棄が発生
 - ・テナント退去時の原状回復工事時に、場合によっては充填（漏洩）が発生

3. 課題

- テナント資産の空調機の整備・廃棄時のテナント側の理解
- 天井隠蔽方室内機の点検が難しい
- フロン排出抑制法のテナントへの案内を行っているが、その後の法対応の状況までは確認していない
- 簡易点検でテナント貸室内の機器を確認する必要がある場合など、調整に労力を要し、テナントにも負担になっている
- 簡易点検での目視検査で、フロンの漏洩を発見できる訳ではない。現場に徒労感。テナントから空調が効かないというクレームで判明することが大半
- 地球温暖化係数の低いフロンに代替していく必要があるが、省エネ性能についても向上が必要
- 様々な分野の事業を手掛けている会社でのフロン漏洩管理方法
- 再開発が間近に迫っている等の事情により機器更新が簡単にできない場合もあり、対象フロン全廃後の機器の維持方法
- 今後の機器更新時に地球温暖化係数の低いフロンを採用した機器を選定するための周知と支援が必要

4. 要望

- テナント・中小企業へのフロン排出抑制法の浸透
- 簡易点検によるフロン排出抑制効果の算出・公表
- 簡易点検の見直し（中央監視等で空調機の状態監視しているビルにおいても、簡易点検の必要があるか）
- ピンホール程度の超微量漏洩時にも、エラーがでるような製品開発
- 漏洩が判るよう代替フロンに色や臭いを付ける
- 長期的なスパンでの全廃スケジュール
- ターボ冷凍機等の熱源機のノンフロン化